

# 杉並区中小企業 光熱費高騰緊急 対策助成金

申請期間：令和5年10月1日～12月31日

※郵送申請は12月31日消印有効

エネルギー価格の高騰により負担が増加している区内中小事業者に対し、経営安定化と負担軽減を図るため、光熱費（電気・ガス料金）の一部を助成します。

最大15万円



助成金額シミュレーション

令和5年4月～9月使用分（6か月間）の光熱費に応じて、助成金を交付します。

右記二次元コードから助成金額シミュレーションができます。



オンライン申請が  
便利



申請方法などについて

オンライン申請及び郵送申請が可能です。対象要件・必要書類や申請方法等については、中面または右記二次元コードからご確認ください。



お問い合わせ

杉並区中小企業光熱費高騰緊急対策助成金コールセンター 0120-270-094  
(平日8:30~17:15)

※令和5年9月15日からつながります

# 助成対象者

## 下記を満たす中小事業者

- 区内に主たる事業所（法人の場合は区内に本店登記があること）を有すること。
- 区内で東京信用保証協会の保証対象業種を事業として営む個人又は法人であること。
- 下記のいずれにも該当しない者であること。
  - ・ 杉並区暴力団排除条例（平成24年杉並区条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者
  - ・ 住民税滞納者又は未申告者
  - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む者
  - ・ 宗教活動又は政治活動を事業目的とする者
  - ・ 国、地方公共団体その他公共の団体が行う同種の助成金の交付を受けた者。ただし、電気及びガスの使用に係る光熱費（以下「光熱費」という。）のうち、いずれか一方のみの同種の助成金の交付を受けた者を除く。
  - ・ 区が行う同種の助成金の交付対象となる者
  - ・ 区に納付すべき返還金、使用料等を納付していない者



# 申請書類

	申請書類	備考
共通	① 杉並区中小企業光熱費高騰緊急対策助成金交付申請書兼請求書（第1・2・3号様式のいずれか）	杉並区ホームページからダウンロードできます。 ※オンライン申請では不要
	② 法人代表者または事業主の住民票の写し（発行後3か月以内のもの）	お住まいの市区町村にお問い合わせください。 ※杉並区民は区民課または最寄りの区民事務所で取得。 窓口で本助成金で使用する旨を伝えると無料で取得できます。
	③ 法人代表者または事業主の住民税の納税証明書（令和5年度（令和4年分））	
	④ 令和5年4月～9月使用分の最大6か月分の電気・ガスの検針票	合計金額が120万を超える場合は、超えた分についての提出は任意です。
	⑤ ④を支払ったことがわかる資料（領収書等）	
	⑥ 振込先口座の確認書類（振込先口座の通帳またはキャッシュカードのコピー）	
法人のみ	⑦ 登記事項全部証明書（発行後3か月以内のもの）	法務局で取得
	⑧ 法人事業税・特別税、法人住民税の納税証明書（最新のもの）	都税事務所で取得 非課税の場合は提出不要
個人のみ	⑨ 確定申告書の写し（確定申告未申告の場合は開業届の写し）	
	⑩ 個人事業税の納税証明書（最新のもの）	都税事務所で取得 非課税の場合は提出不要

おすすめ!



## ● オンライン申請

右記二次元コードまたは杉並区ホームページにあるオンライン申請フォームから申請してください。



## ● 郵送申請

必要書類を同封の上、下記提出先へ郵送して下さい。

郵送申請提出先

〒140-0004

東京都品川区南品川5-2-10佐川印刷東京ビル

杉並区中小企業光熱費高騰緊急対策助成金審査センター

申請期間

令和5年10月1日～12月31日

※郵送申請の場合は  
12月31日消印有効



# 申請方法

# 対象経費及び助成金額

対象経費	令和5年4月～9月使用分（最大6か月分）の電気・ガス料金
対象事業所	業務を行っている区内に有する事業所及び自宅兼事業所（※） （賃貸共用部、社員寮などを除く）

※自宅兼事業所について...

申請する事業所の住所が、(ア)および(イ)と一致する場合は、自宅兼事業所として取り扱います。

(法人) (ア)本店登記の住所

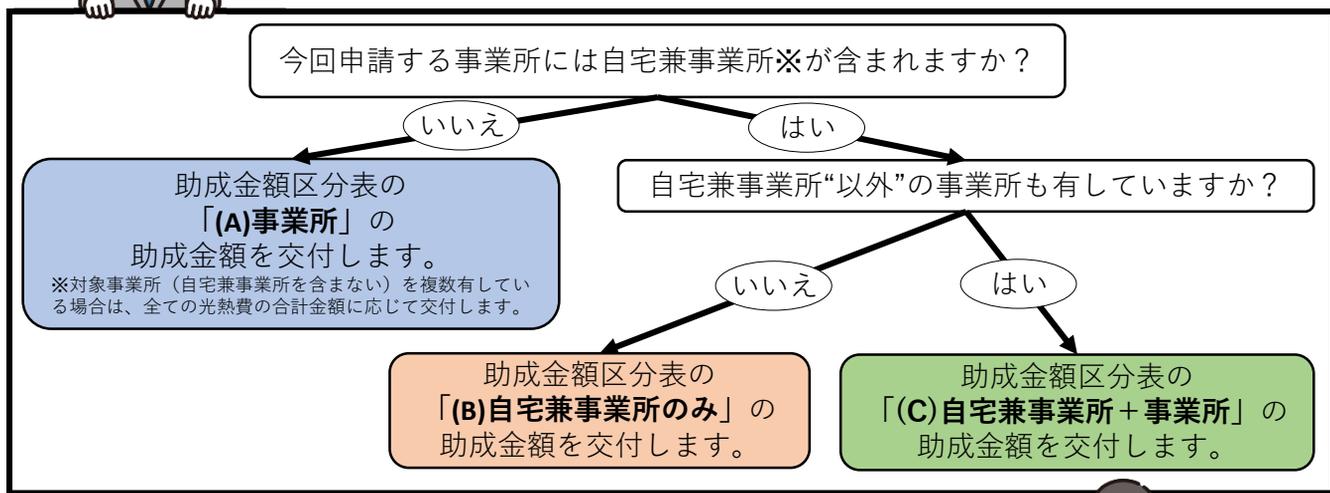
(イ)代表者の住民登録住所

(個人事業主) (ア)確定申告書に記載の住所（確定申告をしていない場合は開業届に記載の住所）

(イ)事業主の住民登録住所



## 助成金額算出方法



### 助成金額区分表

令和5年4月～9月 使用分（6か月分）の 電気・ガス料金の合計	助成金額		
	(A)事業所	(B)自宅兼事業所のみ	(C)自宅兼事業所+事業所 電気・ガス料金の合計の計算方法につ いて、下記をご確認ください。
60万円未満	60,000円 ※合計金額が60,000円未満の場合 は実費額を助成金額とする （千円未満切り捨て）	30,000円 ※合計金額が60,000円未満の場合 は実費額の1/2を助成金額とする （千円未満切り捨て）	60,000円 ※合計金額が60,000円未満の場合 は実費額を助成金額とする （千円未満切り捨て）
60万円以上90万円未満	90,000円	45,000円	90,000円
90万円以上120万円未満	120,000円	60,000円	120,000円
120万円以上	150,000円	75,000円	150,000円

### ● 「(C)自宅兼事業所+事業所」の計算方法

自宅兼事業所の光熱費の1/2と事業所の光熱費の合計を合計してください。

例

自宅兼事業所の  
電気・ガス料金の1/2  
370,000円 ÷ 2 = 185,000円

+

荻窪事業所の  
電気・ガス料金  
370,000円

+

高円寺事業所の  
電気・ガス料金  
410,000円

= 965,000円



助成金額区分表  
「(C)自宅兼事業所+事業所」  
90万円以上120万円未満に該当  
**助成金額120,000円**

助成金額シミュレーションができます。  
右記二次元コードからご確認ください。



詳細は特設ホームページからも  
ご確認ください。  
右記二次元コードからご確認ください。



# よくある質問

## Q.助成金が交付されるまでの期間は？

A.申請受付後、通常1か月程度で交付を行いますが、申請が混雑している場合や書類に不備がある場合は、さらにお時間を要する場合がございます。ご了承ください。

## Q.区内事業所を複数有している場合の助成金額の計算方法は？

A.区内事業所（自宅兼事業所を含まない）を複数有している場合は、全ての対象事業所の光熱費を合計した金額に応じて助成金額を交付します。助成金額区分表は「(A)事業所」に該当します。

## Q.令和5年6月に創業しました。助成対象の光熱費は？

A.創業日の翌月からの光熱費を対象経費としています。  
令和5年6月に創業した場合は令和5年7月～9月使用分の光熱費が対象です。

## Q.都（または国）からガス代に対して助成金を受けました。杉並区の助成金は受けられませんか？

A.ガス代に対して、本助成金を受けることはできませんが、電気代のみであれば受けることができます。反対に、電気代に対して、都または国の助成金を受けている場合は、ガス代のみ、本助成金を受けることができます。

## Q.法人を複数運営しています。運営している法人の数だけ申請できますか？

A.法人ごとに電気・ガスの契約が異なり、法人ごとに検針票が発行されている場合はそれぞれ申請が可能です。反対に、複数法人を運営していても、電気・ガスがひとつの契約となっている場合は、いずれかの法人で1回のみ申請となります。

## Q.事業所が賃貸で、電気・ガス代は管理会社がまとめて払っているため、検針票がありません。申請できますか？

A.検針票に代えて、管理会社が発行する請求書と領収書で申請することが可能です。なお、電気・ガスの使用場所・使用量・使用料金が記載されている請求書等と建物の管理会社が確認できる契約書等の写しが必要になります。